公職の選挙立候補者用特殊乗車券発行規程の一部を改正する規程を公布する。 令和5年3月31日

京都市公営企業管理者 交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第46号

公職の選挙立候補者用特殊乗車券発行規程の一部を改正する規程 公職の選挙立候補者用特殊乗車券発行規程の一部を次のように改正する。

改正前			改正後	
(発行場所)		(発行場所)		
第4条	特殊乗車券の発行場所は、	自動車	第4条	特殊乗車券の発行場所は、自動車
部 <u>営業課</u> 及び高速鉄道部 <u>営業課</u> とする。			部 <u>管理課</u> 及び高速鉄道部 <u>管理課</u> とする。	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部職員課)